

News Release

令和3年1月実施の仕組改訂について ～自動車共済の保障を拡充！～

J A共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、組員・利用者を取り巻くリスクや環境の変化に対応した保障提供を実現するため、令和3年1月1日より、自動車共済の仕組改訂を実施します。

つきましては、主な改訂の内容を以下のとおりご案内いたします。

1. 仕組改訂の全体像

自転車利用者に対する賠償責任保障への加入義務を定めた条例が全国的に制定されていることを踏まえ、日常生活賠償責任特約を新設するとともに、認知症等により責任能力がない運転者が起こした事故の被害者に万全な保障提供を図ることを目的とした心神喪失等事故被害者保障特則の新設等を実施します。

2. 仕組改訂の内容

(1) 日常生活賠償責任特約の新設

近年、自転車事故によって、加害者側に高額な賠償を命ずる判決が相次いでいます。これに伴い自転車利用者に対する賠償責任保障への加入義務化が全国的に進展しているため、日常生活における賠償責任リスクが今まで以上に顕在化してきています。

このため、日常生活に起因する事故（自転車事故等）や住宅に起因する事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を保障する日常生活賠償責任特約を新設します。

本特約の共済掛金は1,890円です（共済期間1年、一時払の場合）。

保障の対象となる事故の例
・管理不備により、住宅のブロック塀が倒壊し、歩行者を負傷させた場合
・自転車で走行中に歩行者に衝突してしまい、負傷させた場合
・買い物中に誤って商品を壊してしまった場合
・線路内に侵入した認知症患者（被共済者）の身柄確保のために鉄道会社が電車を一時運休にした場合

(2) 心神喪失等事故被害者保障特則の新設

交通事故に占める高齢者の割合が増加傾向にあり、これに伴って認知症や加齢により認知機能が低下している運転者が起こした事故について社会的関心が高まっています。

現行の自動車共済では、認知症等により責任能力がない運転者が起こした事故について、民法第713条に基づきその本人に法律上の損害賠償責任が生じない場合は、監督義務者に法律上の損害賠償責任がある場合を除き、被害者は誰からも保障を受けることができませんでした。

このため、責任能力がない運転者による自動車事故で救済できない被害者の発生防止を目的に、運転者が認知症等により責任能力がないと認められたために損害賠償責任を負わなかった場合に、被害者等に生じた損害に対し共済金を支払う心神喪失等事故被害者保障特則を新設します。

これにより、被害者が誰にも損害賠償責任を問えない自動車事故についても、被害者の救済を図ります。

※対人賠償責任条項または対物賠償責任条項にご加入いただいている契約に自動的に付加されます。なお、追加の共済掛金はいただきません。

<仕組改訂前後の保障範囲イメージ>

			現行	改訂後
運転者に責任能力あり			○	○
運転者に責任能力なし	監督義務者がいる	監督義務者に責任あり	(対人・対物賠償責任条項)	(対人・対物賠償責任条項)
		監督義務者に責任なし	×	○ (心神喪失等事故被害者保障特則)
	監督義務者がいない		×	○ (心神喪失等事故被害者保障特則)

(3) その他

①自賠責適用除外車対人賠償特約の新設

農業用自動車（農業用小型特殊自動車・農耕作業用大型特殊自動車）等を道路上で使用することがない構内専用車（※）として使用する場合、構内専用車が自賠責共済契約等に未加入の場合であっても、自賠責共済契約等から支払われるべき金額を差し引かずに対人賠償責任条項により保障する自賠責適用除外車対人賠償特約を新設します。

この特約を付加する場合、被共済自動車（構内専用車として使用している農業用自動車等）が自賠責共済契約等に未加入であっても自動車共済へ加入できるようになります。

※一部ご加入できないお車があります。

②人身傷害保障条項の損害額基準等の変更

人身傷害保障条項では、自動車事故により死傷された際の損害額を適正に算出するため、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」(自賠責支払基準)を基本に損害額基準を設定しています。

この自賠責支払基準が、物価水準の変動や近年の共済金等の支払実態等を反映し、令和2年4月に改正されたことを受け、人身傷害保障条項の損害額基準について、自賠責支払基準の改正の考え方に準じた見直しを行います。

以 上